

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中22の項を削り、23の項を22の項とし、24の項から43の項までを1項ずつ繰り上げ、44の項を削り、45の項を43の項とし、46の項から78の項までを2項ずつ繰り上げ、同表79の項中「熊本市第7次総合計画の評価・検証及び次期熊本市総合計画」を「本市の総合計画の評価・検証及び中間見直し並びに次期総合計画」に改め、同項を同表77の項とし、同表中80の項を78の項とし、81の項を削り、82の項を79の項とし、83の項から87の項までを3項ずつ繰り上げ、88の項を削り、89の項を85の項とし、90の項を86の項とし、91の項を削り、92の項を87の項とし、93の項から95の項までを5項ずつ繰り上げ、96の項を削り、同表に次のように加える。

91	庁舎周辺まちづくりプラン（仮称）等検討委員会	現庁舎跡地の利活用、新庁舎と周辺の連携その他の（仮称）庁舎周辺まちづくりプランの策定及び新庁舎の整備に関し、必要な事項を審議する。
92	熊本市文化芸術推進会議	熊本市文化芸術推進基本計画の評価、進行管理及び中間見直し並びに次期計画の策定について、必要な事項を審議する。

別表5の表5の項中「熊本市国指定史跡保存活用計画策定委員会」を「熊本市国指

定等文化財の保存活用計画策定委員会」に改め、「第109条第1項」を削り、「指定された史跡（塚原古墳群、池辺寺跡、西南戦争遺跡及び熊本城跡を除く。）」を「指定され、又は登録された文化財（重要文化財熊本城及び特別史跡熊本城跡を除く。）」に改め、同表中13の項及び14の項を削り、15の項を13の項とし、16の項を14の項とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関を設置する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。